

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は創業以来エンジニアリングプラスチックによる超精密加工に特化し、創造的価値を世界市場に提供することで社会に貢献してまいりました。当社の経営方針・企業精神・企業倫理を具現化したものが企業理念であり、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にするとともに当社のコーポレートガバナンスの基本原則となっております。(当社企業理念については、本報告書の模式図の箇所に記載しております。)

企業理念においては、(1)株主 (2)顧客 (3)社員 の各ステークホルダーの立場の尊重について定めております。特に各ステークホルダーに対する説明責任が強く求められている今般の社会情勢に配慮し、情報開示体制の整備を行い、適切かつ迅速な情報開示を可能とすべく体制を強化いたしました。

当社は、監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会において議決権を行使することができる取締役(複数の社外取締役を含む)の一部を、監査・監督権限を有する監査等委員に任命することができる「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しておりますが、【補充原則4-11-3 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】に係る、取締役会全体の実効性評価については、評価結果の開示を含め、2016年度以降、対応を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「エンプラス コーポレート・ガバナンス ポリシー」として開示し、当社ホームページに掲載しております。

日本語: <http://www.enplas.co.jp/company/governance/>

英語: <http://www.enplas.co.jp/english/company/governance/>

当社はコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重しており、「エンプラス コーポレート・ガバナンスポリシー」において、当社のコーポレート・ガバナンスの体制や取り組みが、コーポレートガバナンス・コードに制定されている「特定の事項を開示するべきとする原則」を含む諸原則について、実施していることを示しています。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社ポリシーのうち、それぞれ次の項目を参照ください。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社ポリシー第2章1.(5)政策保有株式に関する方針

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社ポリシー第2章1.(7)関連当事者間の取引の防止

【原則3-1 情報開示の充実】

当社ポリシー第1章1.目的及びコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、
当社ポリシー第3章1.情報開示の基準、
当社ポリシー第4章5.(1)取締役

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社ポリシー第4章2.(1)取締役会の役割・責務

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社ポリシー第4章2.(1)取締役会の役割・責務、
当社ポリシー第4章2.(2)取締役会の構成

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社ポリシー第4章5.(2)独立社外取締役、
当社ポリシー第4章5.(5)独立性要件

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社ポリシー第4章2.(2)取締役会の構成

補充原則4-11-2

当社ポリシー第4章5.(2)独立社外取締役

補充原則4-11-3
当社ポリシー第4章2.(4)実効性の確保
なお、上記の通り、取締役会全体の実効性評価については、評価結果の開示を含め、2016年度以降、対応を進めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査等委員のトレーニング】
当社ポリシー第4章5.(7)トレーニング方針

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社ポリシー第2章1.(3)株主との建設的な対話

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
横田 大輔	1,502,417	8.24
横田 誠	1,236,800	6.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	922,059	5.05
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	685,231	3.75
株式会社埼玉りそな銀行	675,536	3.70
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	328,922	1.80
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	276,200	1.51
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501	250,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	242,800	1.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	218,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ヨーン・ヨン・リオン	他の会社の出身者											○
風巻 成典	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ヨーン・ヨン・リオン	○	○	当社の独立役員	当該社外取締役と当社との間に、取締役会の意思決定に影響を与えるような利害関係を有しておりません。また、当該社外取締役は、アジア地域における会社経営の豊富な経験と幅広い知見を有し、独立した立場から当社グループの経営に対して有益な意見や指摘のできる人物である為、独立役員と指定いたしました。
風巻 成典	○	○	当社の独立役員	当該社外取締役が平成25年3月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズと当社との間に、原材料関連の取引がありますが、その取引額は双方において連結売上高の1%に満たず、取締役会の意思決定に影響を与えるような利害関係を有しておりません。

				また、当該社外取締役は、樹脂材料業界における幅広い知識と経験を有し、独立した立場から当社グループの経営に対して有益な意見や指摘のできる人物である為、独立役員と指定いたしました。
--	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会
当社は、企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定に影響を与えるような当社との利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、社外監査等委員として選任し独立役員として指定しております。監査等委員は3名中2名が社外監査等委員であり、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、各部門の業務執行状況の報告・確認、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施することとしております。
監査等委員は、上記に記載のとおり厳正な監査を実施しており、内部監査室及び会計監査人と相互の連携を図りながら、監査機能の強化に努めることとしております。

会計監査の状況
会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。内部監査室及び監査役、会計監査人は年間予定、業務報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じ情報の交換を行うことにより相互の連携を高めております。

内部監査室
独自の内部監査部門である内部監査室が、当社及びグループ会社の業務執行状況の適正性及び妥当性・効率性を監査しておりますが、今後は代表取締役社長及び監査等委員に報告すると同時に、重要事項については取締役会にも報告することになります。また、監査等委員は同室に対し監査業務に必要な事項を指示することができます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外監査等委員を2名選任しております。
当社グループと社外監査等委員である風巻成典氏が平成25年3月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。その他の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び社外監査等委員と、当社との間に利害関係(人的、資本的、取引関係等)はありません。
当社は、企業実務・財務面等で高い見識と豊富な経験を有し、取締役会の意思決定に影響を与えるような当社との利害関係を有しない独立した立場からの確に職務を遂行できる人物を、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び社外監査等委員として選任し独立役員として指定することとしております。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務向上に対する貢献意欲や士気の向上を目的とし、ストックオプションを実施しております。本新株予約権の権利行使期間は、平成19年6月30日から平成27年6月29日までとしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業務向上に対する貢献意欲や士気の向上を目的とし、ストックオプションを実施しております。本新株予約権の権利行使期間は、平成19年6月30日から平成27年6月29日までとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役8名に対する報酬は256,836千円であります。うち、社外取締役2名に対する報酬は12,959千円であります。各取締役の個別報酬は、取締役会にて決定しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規定(監査等委員である者を除く。)及び監査等委員会監査基準に定めております。

その内容は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するというものであります。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する限度内で監査等委員の協議をもって定めるとしてあります。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員より合理的な理由に基づき監査業務の補助者(以下「補助使用人」といいます。)を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督等の機能に関する基本的な考え方は以下の通りです。

- (1)当社は執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化と業務執行のスピードアップを図っております。
- (2)取締役会は、法令及び当社取締役会規則で定められた重要事項につき、審議決定を行っております。
- (3)経営戦略会議では、全社的に影響を及ぼす重要事項について多面的な検討を経て迅速な意思決定を行うとともに、相互の業務執行を監視しております。
- (4)業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的として経営執行会議を設置し、当社及び当社グループ会社の業務執行状況等について報告を行っております。
- (5)個別の重要な経営テーマに関しては、必要に応じて別途委員会を設置し、独立したチェック機能を持たせております。
- (6)監査等委員は、取締役会その他重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人と連携して監査を実施していきます。
- (7)内部監査体制については、監査等委員が内部監査部門に直接指示することにより、当社及びグループ会社の業務執行状況等につき、適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社の内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っていきます。
- (8)監査法人トーマツと契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく適正な監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、創業以来エンジニアリングプラスチックによる超精密加工に特化し、創造的価値を世界市場に提供することで社会に貢献してまいりました。当社の経営方針・企業精神・企業倫理を具現化したものが企業理念であり、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にするとともに当社のコーポレート・ガバナンスの基本原則となっております。

企業理念においては1. 株主 2. 顧客 3. 社員の各ステークホルダーの立場の尊重について定めており、各ステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えております。

当社は監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目的とし、平成27年6月26日開催の第54回定時株主総会での承認をもって監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行しました。また、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度の導入と社外取締役の選任により、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

当社は業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性を向上させることを目的として取締役5名中2名の社外取締役を選任しております。また、経営の意思決定機関である取締役会に監査等委員である取締役が属する監査等委員会設置会社制度に移行することにより、経営への監視・監督機能の強化が一層図れると判断いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の第54回定時株主総会の招集通知は、6月5日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	英訳版を作成し、英文ホームページで公開しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。 和文: http://www.enplas.co.jp/ir_century/2015/ 英訳版: http://www.enplas.co.jp/english/ir_century/2015/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社及び証券会社主催による個人投資家向け説明会を年に数回実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・決算短信・決算説明会資料・各種プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念にステークホルダーのうち、(1)株主 (2)顧客 (3)社員 の立場の尊重について規定するとともに、社会の発展に寄与すべき企業使命を明確にしております。また、「エンプラス行動規範規定」においてすべてのステークホルダーの尊重について詳細に規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

〔1〕当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

〔2〕当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

〔3〕当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

〔4〕当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラス行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

〔5〕子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。

〔6〕その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

〔7〕当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

〔8〕補助使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

〔9〕当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

〔10〕子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、総務部門、法務部門、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

〔11〕監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記することとしております。

〔12〕その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催することとしております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保障することとしております。

〔13〕財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

[14]当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。さらに、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、「エンプラス行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議しました。また、本プランは平成27年6月26日開催の当社第54回定時株主総会において株主の皆様へ承認され、有効期限は平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで延長されております。

1. 本プランの導入の目的

本プランは、自己資本利益率(ROE)の維持・向上をはかり、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させることを目的として導入されるものです。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、(1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(2)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、に該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為を行いまたは行おうとする者に対して従って頂く一定の手続きを定めたものです。

本対応策の具体的内容につきましては、平成27年4月30日付けプレスリリース「当社株式等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」(当社ホームページ:<http://www.enplas.co.jp/>)をご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

エンプラス企業理念

事業領域

エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求め、創造的価値を世界市場に提供します。

我が社の使命

信頼の絆をもとに、あらゆる変化に対応する強靱な経営基盤を堅持し、

1. お客様に感謝される製品とサービスを提供します。
 2. 能力と成果を公正に評価し、社員の生きがいを育みます。
 3. 株主の皆さまの期待に応え、企業価値の向上を目指します。
- これらの実践を通して豊かな社会の発展に貢献します。

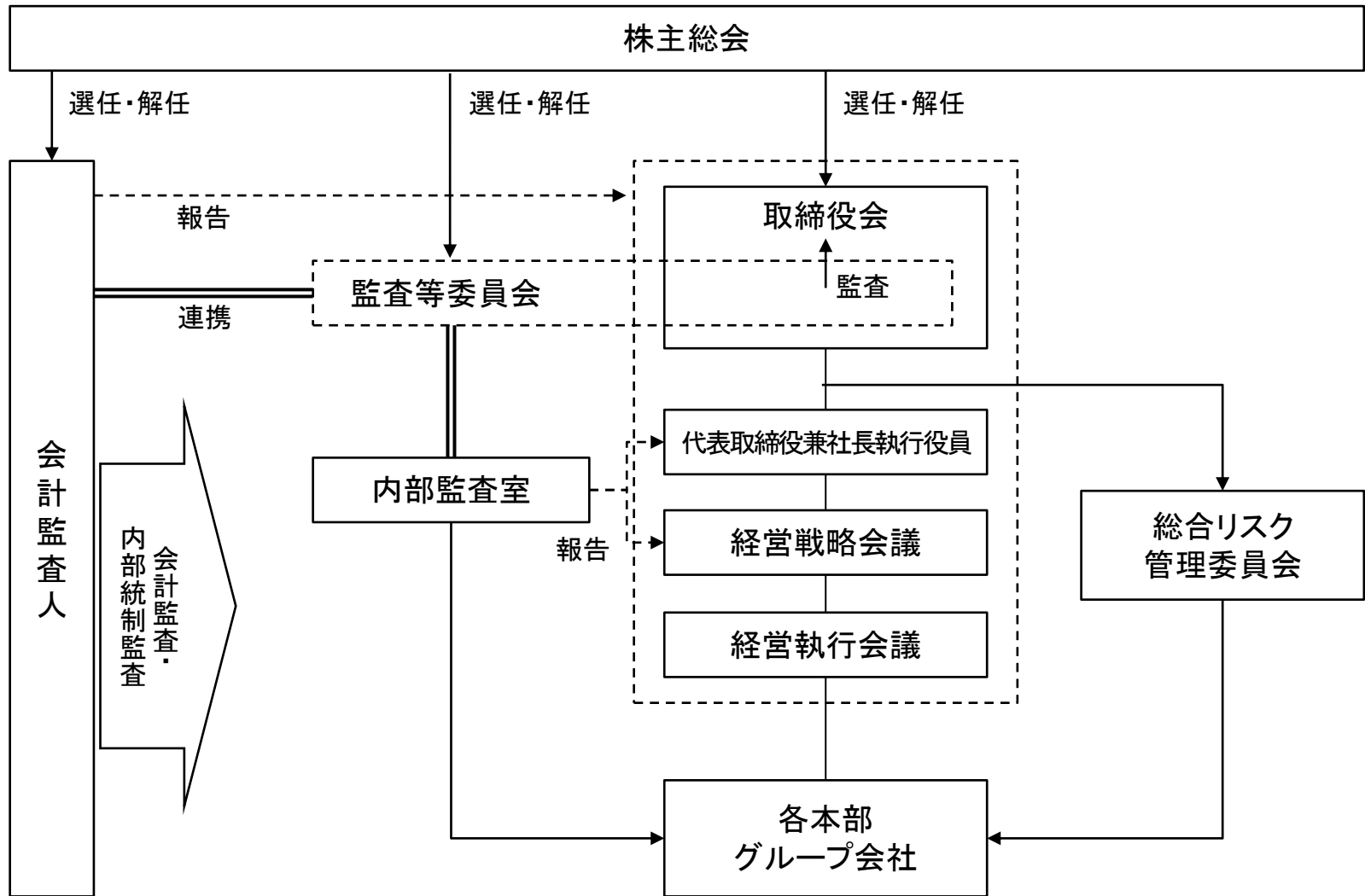
経営姿勢

1. 卓越した技術と信頼される製品により、競争力と成長力を追求します。
2. 健全な財務体質により着実な発展を図ります。
3. 全ての企業活動において確かな品質に責任を持ちます。

行動指針

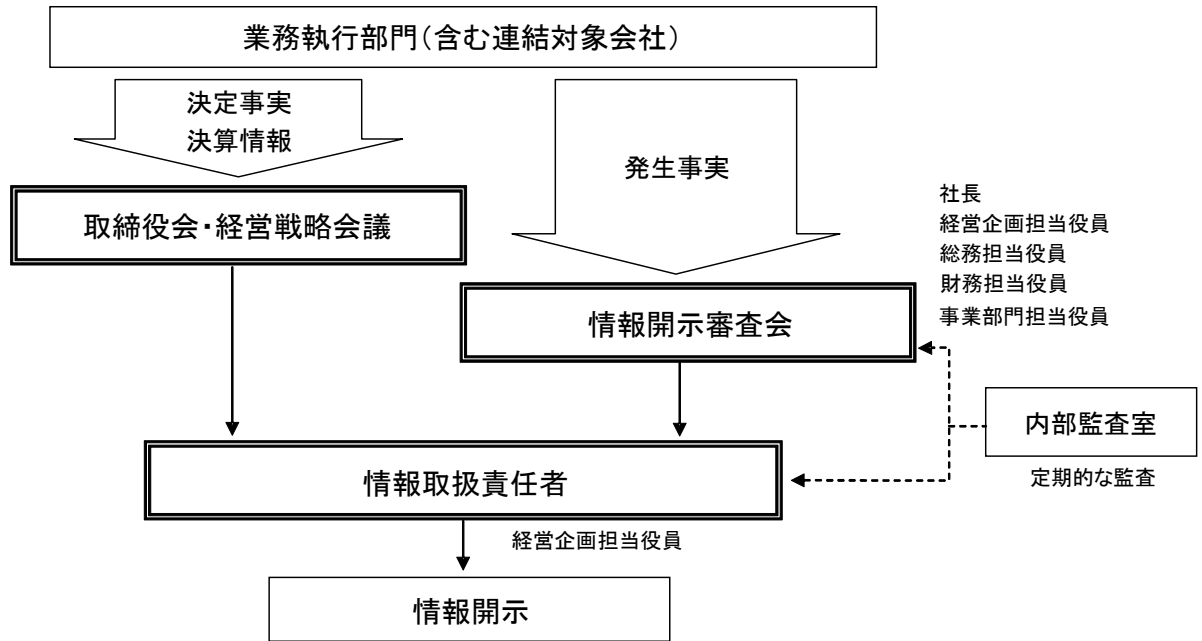
1. 創造的な目標を掲げ、情熱を持って挑戦します。
2. 感謝の心と学ぶ姿勢を大切にします。
3. 公私を明確にし、公明正大に行動します。

コーポレートガバナンス体制



2015年6月26日現在

適時開示体制



2015年6月26日現在